

# 9月議会 本会議

## 教育委員会の違法な持ち回りと 会議録の未作成を追及、改善へ

教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって設置や役割が規定され、この法律に基づいて本市の規則などが決められています。その長である教育委員長はこれまで本会議や文教委員会に常に説明委員として出席し、答弁していました。

ところが9月議会から議長提案で「必要がない限り出席しなくてもいい」と改悪され、私は意地でも毎議会の質問を考えていました。その矢先に調査の中で教育委員会が持ち回り議決し、会議録も作っていないなどの法令違反が明らかになりました。

なぜ教育委員長の出席が必要なのか、議員や管理職にも理解してほしいと思っの質問を初めに行い、持ち回りの違法性の追及に移るとい本会議質問となりました。

①、教育委員会の役割、教育委員会が教育長に委任できないもの、教育委員長と教育長の任務についての見解は。

②、教育委員長は教育委員会を代表するという職務上からも本会議や、教育行政に対して質疑答弁がある教委員会は傍聴するなどの気構えを期待するが、どうか。

③、教育委員会は年何回開かれているのか、また定例会、臨時会の内訳は、この3年間の活動状況を明らかにされたい。

④、法第13条で、「教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない」とあるが、本市では持ち回りで議決がなされていた。

- ・持ち回りは2003年以降どれぐらいあったのか。年度ごとの回数を明らかにされたい。
- ・持ち回りの際の手続きはどうしていたのか。また、会議録署名委員は設けていたのか。
- ・持ち回りの議決は無効といわれても仕方がないと思うがどうか。
- ・「持ち回りが法違反ではないか」との声は教育委員や事務局から出てこなかったのか。



⑤、市教委会議規則は「会議の次第は、会議録に記載されなければならない」と会議録の作成とそれに記載する事項を定めている。ところが持ちまわり分だけでなく実際会議を開いたものも作っていない。これはなぜか。

⑥、法第13条第6項や、市教委の会議規則では「教育委員会の会議は公開する」とある。但し人

事に関する事件、その他の事件について3分の2以上の多数で議決した場合については公開しないことができるとあるが、本市は昨年度どんなものを非公開にしたのか。